

令和
7年度

教職員互助会 のご案内



令和7年4月

教職員になられた皆さんへ

このたび、教職員になられた皆さんに心から敬意を表しますとともに、子供たちのため、健康でいきいきとした教育活動を進め、本道の教育に新しい風を吹きこんでくださいますようご期待申し上げます。

さて、これからの皆さんの生活を支える基盤は、給与制度による給料・諸手当などの経済的要素と福利厚生制度による健康で文化的な生活を維持・増進するための福祉的要素があります。教職員の福利厚生制度としては、共済制度と厚生制度があります。

共済制度と厚生制度

共済制度の実施機関として公立学校共済組合があり、医療費などの給付事業、健康管理のための保健事業、退職後の生活安定のための厚生年金事業などを行っています。

（一財）北海道公立学校教職員互助会は、教職員の保健、元気回復その他の福利厚生に関する事業を行う団体として設立され、今年で49年目を迎えます。

厚生制度と実施団体としての互助会

互助会では、教職員とその家族の病気・結婚・出産・育児・介護・死亡等に関する給付や福祉の増進と生活の向上を図るため、いろいろな事業を行っています。

退職後は、特別会員制度として生きがい事業・医療費給付事業を行っています。

互助会は、会員の会費等を財源として、「相互扶助」の精神を基調に、会員の創意と工夫によって自主的・民主的に運営されております。

教職員になられた皆さんが、福祉の増進と生活の向上を図り、教育活動に専念するためにも、積極的に教職員互助会に加入されますようお願いいたします。

一般財団法人 北海道公立学校教職員互助会

〒060-8560 札幌市中央区北1条西6丁目2番地 損保ジャパン札幌ビル5階

TEL (011) 271-5225 (代表)

ホームページアドレス

公式フェイスブックページ

LINE ID

FAX (011) 271-6990

<https://www.hkkg.or.jp>

@dokyogo

@dokyogo

互助会HP



Facebook



LINE



互助会事業の概要

▼ 給付金は

▼ このようなときに

▼ 支給されます

病気になったりけがをしたとき

入院見舞金	会員又はその被扶養者（会員の扶養手当の支給の基礎となっている後期高齢者医療制度の加入者（以下「後期高齢者扶養親族」という。）を含む。）が、医療を受けるため又は出産のため、引き続き5日以上入院したとき。	5～30日……………10,000円 31～60日……………30,000円 61日以上……………50,000円
へき地医療交通費補助金	離島及び3級以上のへき地学校等に勤務する会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が通院又は入院する際に交通費等を支出したとき。	医療機関までの距離に応じて定額支給 800円～2,000円
傷病給付金	会員（共済組合員である会員を除く。）が健康保険から傷病手当金を支給されたとき又は傷病手当金の支給が終了し、引き続き長期療養のため休職しているとき。	1日につき……標準報酬日額× $\frac{2}{3}$ （ただし、健康保険からの給付を差引いた額）
介護休業補助金	会員が介護休暇及び介護時間の承認を受け、給料の全部又は一部が支給されないとき。	減額された給料の $\frac{60}{100}$ （ただし、共済組合からの給付を差引いた額）
障害見舞金	会員が身体障害者手帳の交付を受けたとき。	1級～6級 70万円～20万円

結婚又は出産したとき

結婚祝金	会員が結婚したとき。	60,000円
出産給付金	会員又はその被扶養者である配偶者が出産したとき。	生まれた子1人につき……60,000円

育児を行ったとき

次世代育成補助金	会員が子（乳児）の育児を行ったとき。	子（乳児）1人につき月額…10,000円 （子が満1歳に達するまで）
----------	--------------------	---------------------------------------

子どもが小学校又は中学校に入学したとき

入学祝金	会員の被扶養者が小学校又は中学校に入学したとき。	1人につき 小学校入学…20,000円 中学校入学…10,000円
------	--------------------------	--------------------------------------

万一不幸にあったとき

弔慰金	会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、死亡したとき。	会 員……………1,000,000円 配 偶 者……………200,000円 配偶者以外の被扶養者…100,000円
遺児等給付金	会員死亡時において被扶養者である18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一定の要件の障害のある被扶養者がいるとき。	1人につき……………800,000円
災害見舞金	会員が地方公務員等共済組合法別表に掲げる災害により、その住居又は家財に損害を受けたとき。	別表に掲げる給付月数に応じて 定額支給……………100万円～20万円

35歳・45歳・55歳になったとき

リフレッシュ支援金	会員が次の年齢に該当したとき。 35歳 45歳 55歳	15,000円
-----------	--------------------------------	---------

50歳になったとき

永年勤続祝金	会員が、次のいずれかに該当したとき。ただし、在会年数5年未満の者は除く。 1 50歳になったとき。 2 1に該当しない者が、50歳以上で退会したとき。	30,000円
--------	---	---------

要介護状態3以上の認定を受けたとき

介護給付金	会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、介護保険法に基づく要介護状態3以上の認定を受けたとき。	1日につき 要介護3……………300円 要介護4……………400円 要介護5……………500円
-------	--	---

▼ 給付金・事業は

▼ このようなときに

▼ 利用・参加できます
(支給されます)

健康管理のために

人間ドック補助金	会員が人間ドックを受診したとき、その検査料の一部を補助します。	3,000円
脳ドック補助金	会員が脳ドックを受診したとき、その検査料の一部を補助します。	自己負担額に $\frac{1}{4}$ を乗じて得た額。 ただし、100円未満切捨、上限額1万円

退会したとき

セカンドライフ支援金	会員が、40歳以上で退職又は異動により退会したとき。ただし、在会年数5年未満の者は除く。	80,000円
積立還付金	会員が退会したとき。	納入会費の総額の $\frac{30}{100}$ 相当額

元気回復のために

指定宿泊施設利用補助	会員又はその被扶養者（後期高齢者扶養親族を含む。）が、保養のために指定宿泊施設を利用したとき、毎年（4月～翌年3月）1人3泊（離島居住者は5泊）まで補助します（公務出張の利用を除く。）。	1人1泊につき……………2,000円
北海道教職員体育大会	関係行政機関・団体と共催して実施します。	
地区別レクリエーション	関係行政機関・団体と共催して実施します。	
健康推進	会員及びその被扶養者を対象にレクリエーション等を実施します。 ・チャレンジ！アウトドア ・チャレンジ！スキー ・婚活事業 ・チケット割引補助事業 ・チャレンジ！ウォーク ・チケット割引幹旋事業	・MANABU！旅 ・全教互会員証割引

資金を必要とするとき

生活資金	会員が臨時に資金を必要とするとき。	10万円単位で200万円以内
教育資金	会員又はその被扶養者（被扶養者ではない子を含む。）が私立中学校、高等学校、大学、各種学校等の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とするとき。	10万円単位で300万円以内
住宅資金	会員が自己の用に供するための住宅の新築・購入・修理等又は住宅の敷地の購入等のために資金を必要とするとき。	10万円単位で50万円以上600万円以内（退職手当の範囲内）
自動車資金	会員が自家用自動車を購入するための資金を必要とするとき。 会員が自家用自動車を購入するために借り入れた金融機関等の借入金を返済するとき。	10万円単位で300万円以内

※教職員互助会の加入期間が6か月を超えないと貸付けができません。
生活資金等貸付規程により、貸付けできない場合があります。

会員が死亡して遺児となったとき

奨学金	会員死亡時において、被扶養者である中学生以上の生徒を対象に、選考により奨学生として決定し、道内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、中等教育学校の後期課程及び国・公立高等専門学校（1～3年）の在学期間中、3年間（定時制は4年間）を限度に奨学金を給与します。	給与月額……………20,000円
-----	---	------------------

保険に加入したいとき

保険事業	団体保険：マイプラン21等の団体保険、団体傷害保険 団体扱保険：生命保険・損害保険	の取扱いを行います。
------	--	------------

教育・文化振興のために

会員及び道民を対象に教育講演会・札幌交響楽団公演・特別支援学校スクールコンサート・北海道教職員美術展・市町村等公演補助を行います。

特別会員事業

※特別会員とは、現職の会員が40歳以上で退職し、引き続き会員となる方をいいます。

退職後の生きがいのために

特別会員支部活動補助	特別会員又は認定配偶者（本会の事業の対象者として認定を受けた配偶者をいいます。）相互の交流・親睦を推進し生きがい意識の高揚を図るため、一定の地域において組織した団体（特別会員支部といいます。）に対して、その活動のための経費を予算の範囲内で補助します。	別に定める算定基準による
健康推進	特別会員及び認定配偶者を対象にレクリエーション等を実施します。 ・チャレンジ！アウトドア ・チャレンジ！スキー ・チケット割引幹旋事業 ・全教互会員証割引	・チャレンジ！ウォーク ・大腸がん検査の幹旋
指定宿泊施設利用補助	特別会員又は認定配偶者が、指定宿泊施設を利用したとき、毎年（4月～翌年3月）1人3泊まで補助します。	1人1泊につき……………2,000円
弔慰金	特別会員又は認定配偶者が死亡したとき。	5,000円
相談事業	特別会員及びその家族を対象に、特別会員相談・健康相談を実施します。	
団体保険・団体扱保険	団体保険に加入されていた方…引き続き加入することができます。 退職者団体傷害保険…新規または継続して加入することができます。 退職者団体扱自動車保険…現職時と同様の割引を受けることができます（ただし、一括払いの取扱いとなります。）。	

退職後、病気になったりけがをしたとき

（選択制） 医療費給付金	医療費給付事業を選択した特別会員又は認定配偶者が療養に要する費用を支払ったとき。	医療費の1か月間の自己負担額（請求上限額15,000円～25,000円）から10,000円を控除した額の6割の額（同一年度受診分の給付総額は40,000円～80,000円が限度）
-----------------	--	---

互助会加入の手続と互助会費の納入方法

互助会に加入する手続と互助会費の納入方法は、次のとおりです。

1 互助会加入の手続

- 互助会への加入は、任意となっておりますが、(2)以外の方が新規採用された場合は、電算処理の都合上、採用年月日と同日付で互助会加入の登録をさせていただきます（加入申込書の提出は省略しています。）なお、何らかの都合により互助会への加入を希望されない方は、その旨を速やかに当互助会へ連絡くださるようお願いいたします。
この場合、非加入届の提出により、互助会非加入者扱いとして、既に控除された互助会費はお返しします。
- 臨時的任用職員、任期付採用職員及び会計年度任用職員（短時間勤務者以外）で公立学校共済組合員の資格を取得された方が加入を希望される場合は、加入申込書の提出が必要です。（様式は当互助会ホームページよりダウンロードできます。）
※現職の教職員のほぼ全員が加入しています。

2 互助会費の納入方法

- 道から給与の支給を受ける教職員
給料日に自動的に控除（チェック・オフ）されます。
- 市町村から給与の支給を受ける教職員
各市町村において、給与から控除し納付していただきます。

互助会費の額

互助会費は、給料の月額（教職調整額を含む。）と扶養手当の月額の合計に1,000分の10を乗じて得た額を毎月納入していただきます。なお、加入時から退会時まで納めていただいた互助会費総額の100分の30は、退会する際に、積立還付金として還付いたします。

個人情報の取扱いについて

互助会では個人情報保護規程等を制定し、個人情報の安全管理と適正な取扱いに努めております。
個人情報の取扱いについては、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会のホームページで公開しております。
ホームページアドレス <https://www.hkkg.or.jp>

各学校(所属所)には、互助会に関して、いろいろお世話をいただいている担当の方がおられますので、ご相談ください。